

江戸の「公衆トイレ」と都市衛生

Nesaki, Mitsuo / 根崎, 光男

(出版者 / Publisher)

法政大学人間環境学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei Journal of Sustainability Studies / 人間環境論集

(巻 / Volume)

23

(号 / Number)

1

(開始ページ / Start Page)

140(1)

(終了ページ / End Page)

109(32)

(発行年 / Year)

2022-10-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00026183>

江戸の「公衆トイレ」と都市衛生

根崎光男

はじめに

江戸は、近世日本において幕府の政庁が置かれた政治の中心地であり、徳川將軍家の城下町としても発展した。近世中期になると、その人口は一〇〇万人を超えるようになり、日本最大の都市であるばかりでなく、世界最大の都市ともなったのである。この背景には、武士や町人・寺社住人・被差別民などの定住者のほか、参勤交代制度に基づく大名・勤番武士などの短期居住者や御用・商用・旅行・出稼ぎなどによる流入者も多くあり、このなかには江戸の定住者となっていく者たちも多数い

たのである。

このため、江戸には人々の生活や娯楽、さらには癒しを満たす空間がいろいろ用意されることになった。具体的には、日常的な仕事・飲食・買物は勿論、寺社参詣・祭り・縁日・開帳・富くじ・芝居・落語・相撲・見世物・遊郭・四季折々の名所などが、江戸のみならずその周辺にまで広がっていた。これらの娯楽・文化・宗教的空間は都市に共通なものであり、江戸の各所には盛り場・遊び場が散在し、この社会の維持装置として機能していた。このように、江戸の町は多くの人々が日常・非日常ともに動き回る行動文化都市であり、時代の推移とともにその各所には公共的な排泄施設が不可欠なもの

なつていったのである。

ところで、江戸の排泄物処理の研究については、いくつかの論考がみられる。^① そのなかで、渡辺善次郎はその著『都市と農村の間——都市近郊農業史論——』において、江戸の町で消費される蔬菜の供給地となった江戸周辺農村では、その栽培のために江戸の町で排泄された尿を肥料（下肥）として利用するため移送していた。すなわち、江戸と周辺農村との間には都市排泄物の処理をめぐって、物質循環の巨大な地域システムが自然発生的に形成されていたことを明らかにしたのである。

一方、筆者は、江戸における尿尿の流通を分析した結果、その尿尿は十七世紀には廃棄物として江戸周辺農村に引き取られ下肥として利用されていたが、十八世紀に入ると下肥が商品価値を帯びて江戸の住人と江戸周辺の農民との売買契約によって取り引きされ、農耕肥料として利用されていたことを明らかにした。^② そのなかで、「下掃除」と呼ばれる尿尿の汲み取りを業とする生業が生まれ、その業務・運搬を担当する人を「下掃除人」と呼び、この下肥流通が江戸の市場経済に寄与していたことについても指摘した。これまでは武家方・町方・寺社方などの屋敷の下掃除による下肥流通を中心に検討して

きたが、江戸の町を行動する人々の排泄施設としての「公衆トイレ」についてはほとんど言及することができなかった。

このため本稿では、江戸の「公衆トイレ」についての研究が、あまり進んでいない現状に鑑みて、その都市性との関連で「公衆トイレ」を取り上げ、その成立と展開を明らかにしていくことにする。特に、「公衆トイレ」の設置をめぐる行政や人々の動向に留意しながらその社会関係を紐解いていくことにしたい。

一 都市の排泄施設と尿尿処理

人間は生きているかぎり、排泄という行為が必須となる。そのため、近世の日本では多くの人々が屋敷内に排泄施設を構えた。ただし、その排泄施設は母屋内に位置づくものと、母屋外に位置づくものがあった。母屋内とはいえ、排泄施設は「表」「奥」などの座敷内に位置づくものではなく、一般にはその附属物として座敷外の「裏」「端」に位置づくことが多かった。これは、人にとって排泄施設は必要不可欠なものではあるものの、便所そのものおよび尿尿を含めて、「不浄」「不潔」「汚穢」

「臭穢」「汚物」と認識されていたことにより、家屋の中心的な場所ではない「裏」や「端」、またその「外」に位置づけられたことになったのである。また、農山漁村では野外での仕事が多かったこともあり、排泄施設が母屋の「外」に位置づくことも珍しいものではなかったのである。

次に、江戸の町における排泄の仕方について事実関係を確認しておくことにする。一般に、屋敷居住の場合は屋敷内の便所を、長屋居住の場合は長屋内の共同便所を利用していたが、外出時に便意を催した場合その近くの知り合いの家や商店でトイレを借りるということもあった。これは貸雪隠・借雪隠と呼ばれるものだが、「夫を待たせかりる雪隠」の川柳からもその実態をうかがい知れる。しかし、人によつては塀・道路・路次・空地・河川などの野外で野糞・放尿・立小便をすることもみられた。

また幕末に、紀伊田辺藩医師の原田某が江戸詰中に執筆した「江戸自慢」⁵には、「御府内ハ言二不及、村落たりとも小便桶なく大道へたれ流しなり、又糞取を見しに廁中の糞塊のみすくひ取て、小便は残し置て汲取ず」とあり、江戸では小便の場合道路などでの放尿が多く、汲

み取りする習慣もなかったようである。さらに、「江戸を見よ小便などはたれ流し」「小便の致所もなき花の江戸」⁶などの川柳もみられ、江戸では河川や道路・路次などで立小便・放尿することが多く、この背景には小便所が少ないという事情や野外での排尿の習慣化という問題も存在していたようである。

ところで、江戸の排泄施設の呼称を確認してみると、小便所・小便溜桶・廁・手水場・雪隠・後架・惣後架・惣雪隠・屎別所・金隠しなどがあり、排泄用途からみれば小便用と小便・大便共用によるものや、また住宅形態からみれば一軒家や共同住宅によつてもその呼称が異なっていた。さらに、その貸借などの形態によつても、借雪隠・貸雪隠・客雪隠・野雪隠・仮雪隠などのように、その呼称が使い分けられていることもあった。

トイレの構造についてもさまざまであり、「守貞謄稿」の廁の説明には次のような記述がみられる。⁷

廁 俗に雪隠と云ふ。京坂俗は、常に訛りて「せんち」と云ふもあり。婦女は「こうか」、あるひは手水場と云ふなり。男も人前等には、てうづばと云ふなり。

江戸にては、男女とも常に「こうか」と云ふなり。また、てうづばとも云ふ。「せついん」と云ふは稀なり。

長屋と号して一字数戸の小民の借屋には、毎戸に廁を造らず、一、二戸を造りて数戸の兼用とするなり。これを京坂にては、惣雪隠と云ふ。江戸にては、惣ごうかと云ふ。

京坂、惣雪いんは皆勘略ぶき。周りおよび二戸なるは、半の隔てともに壁を用ひ、床ありて戸も全くに長し。江戸の惣かうかは、さん瓦ぶき、あるいはこけらぶき、周り羽目板壁、無床にて、戸も半戸なり。戸にひじつほと云ふ鉄具を用ひず、細き一材を裁てこれを巡らし、戸をこれに打つ。(中略) 一字二戸の廁を二疋立と云ふ。一字一戸を一疋立と云ふ。

三都ともに毎戸にあるものは周りを壁にし、前に窓などを穿ち、ひばこと名付けて中央を穿ち、四方を板にす。惣廁には左右に板を架すのみ。尿を取るに、前方の板を上げ去りてこれを汲む。

自らにある廁は床下の外面に口を設けて、これを囲ひて尿を汲むなり。三都とも専らこの制なり。

ここには、江戸と京坂、男女の別によつても排泄施設の呼称が異なり、また長屋の共同便所を江戸では惣後架、京坂では惣雪隠と呼び、その屋根については江戸では棧瓦葺き・柿葺き、京坂では勘略葺き(棧瓦葺き)、その壁は江戸では羽目板壁、京坂では塗り壁、その床は江戸では床がなく土に穴を掘って踏み板を取り付けたもの、京坂では床があつて樋箱が設置されているもの、その扉については江戸では上部がなく半分ほどの高さのもの、京坂では全体を閉め切ることができるといふように、江戸と京坂との排泄施設の構造の違いを明快に述べている。

確かに、「北斎漫画」⁽⁸⁾や歌川広景の浮世絵「江戸名所道化尺廿八・妻恋こみ坂の景」⁽⁹⁾にみられる江戸の惣後架は屋根が柿葺き、扉が半分の戸、壁が羽目板で描かれている。また「守貞謾稿」には、江戸および京坂の共同便所の絵が描かれ、便器の形が江戸では踏み板、京坂では「ひばこ(樋箱)」であつたと述べられている。さらに尿を汲み取るために、排泄施設の床下には樽などが埋め込まれ、その外側に汲み取り口を設けて尿尿を汲み取つていたようであり、これは三都とも同様の仕組みであつたという。しかし、尿の用途について「守貞謾稿」で

は、次のような記述がみられる。⁽¹⁰⁾

江戸は尿は専ら溝渥にこれを棄て、尿は厠にこれを蓄ふ。尿、俗に「子ゑ」と云ふ。こやしの略なり。屎価、こゑ代と云ひ、屎代は家主の有とし、得意の農夫にこれを売る。

稀に尿を蓄ふ者あり。皆代家主に収む。京師は尿は借屋人の有として野菜と代ふる。

大坂は屎代は家主、江戸に云ふ地主の有とし、尿は借屋人の有とし、得意農にこれを与へて、冬月綿と蕪菜とをもつてこれに易へんとす。屎価、大略十口の屎一年金二三分なり。農地に近き所貴価なり。

京坂は路傍諸所尿桶を置きて、往来人の尿を棄てず。(略) 江戸は路傍に尿所稀にあるのみ。

このように、江戸では排泄施設に溜めた人糞は家主の所有で周辺農民に売却されたが、これは京坂でも同じであった。一方、尿については江戸では溝や堀に捨てることが多かったが、京坂では借家人の所有であったため溜めて譲渡し野菜などと交換していたという。このため、江戸の町の往来には小便所がほとんどみられなかった

が、京坂では往来に小便所を設置していて尿を廃棄することはなかったという。確かに、天明四年(一七八四)四月の江戸町触には「在来小便所二ても下水水流捨り候場所江は、町方之差図を請、障二不相成様、溜桶伏置申度旨相願候⁽¹¹⁾」とあり、天明年間には小便所を設置している場所であつてもその尿を下水へ流し捨てていたところがある一方で、その尿を下肥として利用するため下水に流さずに溜める小便溜桶の設置を願ひ出る者たちもいたのである。

一方、盛り場や多くの参詣者が集まる寺社には、貸雪隠と呼ばれる不特定多数の人々が利用する有料トイレが設置されているところもあつた。明和九年(一七七二)に出版された「鹿の子餅」には、「不忍弁才天の開帳、参詣群衆、此島はむざと小便のならぬ不自由、そこを見込んで茶屋の裏をかり、かし雪隠。わけて女中がたの用が足り、一人前五文づゝときわめ、おびたゞしい錢もふけ⁽¹²⁾」とあり、上野不忍池にあつた弁財天の開帳の際には一人錢五文の使用料を払つて利用できる臨時の貸雪隠が設置されていた。特に、不忍池の中島は立小便禁止の場所であつたことから、女性たちに人気があつたといわれ

このように、近世の日本では、尿尿は「不浄」「不潔」「汚穢」「臭穢」「汚物」と認識されて迷惑がられていたが、排泄は人間が生きていくうえで欠かせないものであり、また各都市の排泄施設は名称・利用形態・構造なども多様であり、その使用が無料・有料を問わず、地域の実情に見合った排泄施設がつけられていたのである。

二 「公衆トイレ」の存在状況と小便所

さて、江戸の町では使用者を特定せずに広く一般に開放されている共用便所である「公衆トイレ」は、いづごろ登場するのであろうか。天保四年（一八三三）の序文・跋文がある「世のすがた」には「近年製出せし焼物の小便箆は時々水にて洗へば潔し、また小便溜を市中の小路に埋置事、文政の始よりはじまり、これを汲取て近村に遣す事を請合ものあり、一つの株のやうに成しと聞」とあり、江戸市中の小路に小便溜桶が設置されたのは文政期（一八一八～三〇）初頭とし、天保年間（一八三〇～四四）に入ると焼き物による小便溜桶が製造されるようになったという。しかし、焼き物ではない小便溜桶は天明四年（一七八四）の「小便溜桶伏置候場所并障無之

町々書¹⁴」にはその設置場所も明記され、天明年間（一七八一～八九）の江戸の町にはすでに「公衆トイレ」としての小便溜桶がおよそ一六〇カ所も設置されていた。このことから、その登場は天明四年以前にさかのぼることは明白である。

そこで、「公衆トイレ」とみられるものが登場する史料を江戸の町触から確認していくことにする。延享五年（一七四八）五月、朝鮮通信使二行が徳川家重の將軍就任祝賀として来日した。それ以前の三月、江戸の町には朝鮮通信使来朝時の留意事項が触れられた。そのなかに、次のような条文が確認できる。¹⁵

一、朝鮮人道筋之内、小便所、中橋広小路、浅草広小路両所二而六ヶ所二相極候、其外之町々二而小路所拵候儀、無用二可仕候事

これによれば、朝鮮通信使一行が通行する道筋のうち、中橋広小路と浅草広小路に六カ所の小便所を設置することになったが、その他の町々では小便所の造作が禁止されていた。この小便所は、朝鮮通信使一行来朝時につくられた臨時の「公衆トイレ」であったとみられる

が、誰が利用するものであったかについては明記されていない。そして、これらの小便所の設置は町奉行所の要請により関係する町が設置したものと恐れ、その通行後取り壊すことになっていたものである。

また朝鮮通信使一行来朝前の四月二十四日には、「朝鮮人來朝二付、七番組名主寄合勤方申合」と題する簡条が触れられ、そのなかに次のような条文がみられる。¹⁶

- 一、河岸二有之雪隠、戸をむしろなと二而致置候分
- ハ、戸に仕替可申候

これによれば、七番組名主組合の河岸には雪隠が設置されていたが、その雪隠の戸の代わりに箆が下げられているものについては板戸に仕替えるように命じられたのである。通信使一行の通行に際して、河岸の雪隠の見栄えをよくしておこうとしたものであろう。この雪隠が粗末であったことから、簡易なものであったと思われる、河岸周辺の居住者などが利用していたものではないかとみられる。また、これは臨時に設置されていたものではなく、常置の雪隠であったとみられるが、周辺住民の共同便所なのか、「公衆トイレ」なのかは判然としない。し

かし、七番組の名主組合の申し合わせ事項であることから、「公衆トイレ」に近い存在だったのでないかと思われる。

ところで、朝鮮通信使の来朝は宝暦十四年（一七六四）二月にもあり、その目的は徳川家治の將軍就任祝賀のためであった。その前年十一月二十七日と二十八日の両日、江戸の町々には朝鮮通信使を迎えるにあたっての心得が触れられた。二十七日には前述した条文と同じものが触れられたが、二十八日の「喜多村二而町々名主被呼被申渡」には、次のような条文がみられる。¹⁷

- 一、中橋広小路小便所三ヶ所、浅草広小路小便所三ヶ所、右六ヶ所軽く囲致し、手水場を付ケ、尤手拭白衣差置、町人世話可致事

この町触によれば、前回来朝時と同様に、中橋広小路と浅草広小路にそれぞれ三ヶ所ずつ小便所を設置することになったが、それらの小便所には簡単な囲いととも、手水場をつけ、そして白衣の手拭いを置いて、町人が管理するように命じられていた。この手厚い対応から、臨時の小便所は朝鮮通信使一行のために設置された

ものではないかとみられる。

また、宝暦十四年二月六日の「喜多村二而町々名主江被申渡」には、朝鮮通信使の来朝を間近かに控えて「小便無用札取可申事」との申し渡しがあり、「小便無用」の札を取り外しておくようにとの命令が出ていた。このことから、それまでの江戸の町では常に「小便無用」の札が掛けられている状況であったことが明白であり、通信使一行の通行の際に見苦しいので外させたものであろう。つまり、江戸の町では立小便や放尿が横行し、外出時の小用の際に小便所での排泄習慣がまだ徹底していなかったように思われる。

ところで、大和郡山藩第二代藩主の松平（柳沢）信鴻は、五代將軍徳川綱吉に側用人として仕えた柳沢吉保の孫であり、その隠居後江戸駒込の六義園を擁する下屋敷に居住して悠々自適な生活を送り、特に芝居好きな大名としても知られていた。その信鴻が日々の暮らしを「宴遊日記」に書き残し、隠居後の安永十年（一七八二）四月八日条には、中村座で催された芝居「廓通小町曾我」の観劇後の行動を、次のように記述している。¹⁹

五ツを聞て起行、同道。月昼の如し、新材木町通、

疝瀉の気味故昌平橋廁へ行。お隆は先へ皆召連、神田井筒屋へ行く。跡より行。又井筒屋裏の廁へ行。菟角瀉不止ゆへ、廓主を竹輿貸に遣ハす

すなわち、芝居見物後茶屋で休憩した帰り道、新材木町通りで腹下りによって便意を催したので、家臣や侍女を待たせて「昌平橋廁」で用を足し、程なくしてまた便意を催したので「井筒屋裏の廁」にも立ち寄ることにした。そして、どうしても腹痛が治まらないので竹輿を頼んで帰ることにしたという。この「昌平橋廁」と「井筒屋裏の廁」は「公衆トイレ」としての惣雪隠であったとみられる。なお、この日記の続きとみられる「松鶴日記」の天明六年十一月二十七日条には「五時起行。空一面曇。昌平橋外水茶屋に休む。「袖岡駕にて先へゆく」本郷倉田や廁を貸り、店にて着替、駕に乗る。肴店にて四の鐘聞て、四過帰家²⁰」とあり、信鴻は中村座の浄瑠璃を楽しみ、昌平橋外の水茶屋での休憩後の帰路で本郷の倉田屋に立ち寄り、着替えのため廁を借りたという。信鴻は芝居見物後、江戸の町々に設置されていた「公衆トイレ」や馴染みの店の廁を借りて用を足し、着替えをしていたようである。

このように、延享期から宝暦期にかけて、町奉行所では朝鮮通信使の来朝に際して、中橋小路と浅草広小路には通信使一行のための臨時の小便所を設置し、町方に命じて管理させていた。また江戸の町では、立小便や放尿が横行し、「小便無用」の札が随所に掛けられていた状況のもとで、「公衆トイレ」としての小便所の設置は少なかつたようである。一方、堀川沿いの河岸や橋詰などには常置の雪隠が設置されており、不特定多数の人々によって利用されていた可能性もある。そして、宝暦・天明期になると、江戸の町には不特定多数の人々に開放されていた無料の「公衆トイレ」がいくつか確認できるようになり、排泄で急を要した際に欠かせない社会インフラとして機能していたのである。

三 小便溜桶の設置とその問題点

元禄期頃まで、江戸の大名屋敷の尿尿は出入百姓たちによって無料で引き取られ、周辺農村に運搬して下肥として利用されていた。つまり、江戸の住人たちからすれば、都市の尿尿は厄介物であり、廃棄物として江戸周辺農民に引き取られていたのである。これは旗本・御家

人、さらに町人の屋敷でもほぼ同様の事情であったろう。ところが、享保期になると、江戸の尿尿は江戸住人と江戸周辺農民との個別契約により、商品として有料で取り引きされるようになった。このなかで、尿尿の汲み取り業務は「下掃除」と呼ばれ、その汲み取り人たちは「下掃除人」と呼ばれていた。その後は江戸の尿尿が高騰していき、寛政期以降、周辺農民たちは広域的に結束して幕末期まで下肥値下げ運動を展開したのである。²² 次の史料は、天明四年（一七八四）四月、江戸周辺の農民たちが町奉行所に小便溜桶の設置を願い出たものである。²³

武州葛飾郡下今井町^(村カ)与惣右衛門外式人、此度江戸町
中往来道筋・裏店路次、其外大溝・橋詰・辻々・土
手附等江、小便溜桶を伏置汲取、在々江相廻し、田
端^(畑カ)養二いたし度旨、勿論是迄小便溜桶伏置、汲取来
候場所ハ相除、新規之場所又ハ在来小便所二而も下
水江流捨り候場所江は町方之差図を請、障二不相成
様、溜桶伏置申度旨相願候（略）

これによれば、この時江戸の町々に小便溜桶の設置を

願い出たのは、江戸東方の農村であった武蔵国葛飾郡下今井村（現江戸川区下今井町）の百姓与惣右衛門ら三人であった。かれらは江戸の往来道筋や裏店路次・橋詰・辻・土手附に小便溜桶を設置し、そこに溜めた尿を汲み取って農村に運び下肥として利用しようとしていた。またこの願書に続いて、南北小口年番名主たちが作成した「小便溜桶伏置候場所并障無之町々書上」によれば、すでに江戸の町の一六〇カ所余に小便溜桶が設置されていた。そのなかには小便所が設置されていても、その尿を下水へ流し捨てていたところもあったようである。こうした実情を踏まえて、かれらは江戸の町なかで新たに小便溜桶の設置を希望する町や、小便所は設置されていてもその尿を下水に流していた町で小便溜桶の設置を望む町に、その設置について交渉したいと願い出たのである。このように、江戸周辺の農民たちは江戸の町で排泄された尿を農耕肥料として利用するため、個別屋敷との契約による下掃除だけでなく、「公衆トイレ」としての小便溜桶の設置による尿の回収にも乗り出そうとしていたことが判明する。

そこで、江戸周辺の農民たちから小便溜桶の設置願いを受理した町奉行所では、町年寄を通じて小便溜桶の設

置による支障の有無を南北小口の年番名主に諮問し、それに対する回答を得た。これによって、江戸の町人たちが小便溜桶をどのように捉えていたのかが判明するので、その点を確認することにする。次の史料は、前記史料に続く後段にあたる部分である。

一、町中往来道筋・橋詰・辻々・土手附之場所江新規二小便溜桶伏置候様相成候而は、道々往来之障二相成、夜分又ハ出火之節怪我等も可有御座、并店前買受取捌候障二相成、道幅狭場所ハ取分ケ相障、御成御道筋右躰之溜桶伏置候而は不浄二有之、万一御目障ニも相成可申哉、并路次之義ハ却而間狭二而、小便所之儀ハ裏々一統、雪隠或ハ下水を相用候事故、家作等も其積ニ而補理置候二付墨地無之、新規二溜桶伏置候而は地借店借之障ニ相成、自ラ沽券金江も相抱り、銘々地主共難儀仕候、且町々ニハ御用之品取扱候ものも数多御座候得は、臭穢之品溜置候儀如何ニも奉存候、右躰被仰付候ハ願人ハ掛り持前之様ニ相心得、末々我儘之取計も可仕哉、何れニも町中一統難儀迷惑仕候間、是迄之通被差置被下候様仕度奉存候

ここには、町人たちが江戸の町に設置されていた小便溜桶と向き合うなかでどのような思いを抱いていたのかが示されている。具体的には、①小便溜桶が往来通行の邪魔になっている、②夜間や火災発生の際には小便溜桶につまづいて怪我をする可能性がある、③小便溜桶は店先での商品の販売に迷惑である、④道幅が狭い場所にある小便溜桶は商品の取り分けにも支障をきたしている、⑤御成の道筋に小便溜桶が設置されると「不浄」、かつ「目障り」である、⑥小便溜桶の設置によって長屋の路次はさらに狭隘となり、長屋内には惣雪隠も下水もあってその必要はない、⑦小便溜桶が設置されると沽券金（土地の売却代金）にも反映し、地主たちにとっては困ったことになる、⑧町々には御用品を扱っている者も多数いるので、小便Ⅱ「臭穢之品」を溜め置かれては迷惑である、⑨小便溜桶の設置者はその場所を自分のものであるかのように心得て、わがままな取り計らいをするようになる、というように、小便溜桶のありようについては圧倒的に苦情が多く、意見のすべてがマイナス評価であった。このように、江戸町方の商人たちの多くが小便溜桶の設置をマイナスイメージで捉えていたことが確認できる。

しかし、一口に江戸の町といってもそのすべての町々が小便溜桶の設置に反対していたわけではなく、その設置を希望する町もあり、その反応はさまざまであった。前記史料の文末には「右願人申立候通被仰付候而は相障候儀無之旨申候場所^{（場々）}端末二は纒在之、并是迄小便溜桶伏置、相對二而掃除之者為汲取候場所、其外自分前裁等之養二致来候場所、別紙々所書二仕差上申候」とあり、この諮問を受けた南北小口年番名主たちは町々の返答を「小便溜桶伏置候場所并障無之町々書上」にまとめ、「前々より小便溜桶伏置掃除之者汲取置候」町々、「家持・地借等之者畑等所持いたし罷在候二付、銘々小便溜桶伏置汲取申候」町々、「相障候儀無之」町々、の三つに分類して町年寄の樽与左衛門に提出したのである。その内容は、第1表に示した通りであるが、これまでに設置されていた小便溜桶は全体的な傾向として江戸の東部一帯の町々に多く存在し、北部や西部一帯には少なかつた。これは、盛り場が江戸東部に多かつたことと比例し、またこの東部一帯には河川や堀が縦横無尽に張り巡らされていて、下肥輸送の利便性の問題とも密接にかかわっていたのではないかとみられる。

このように、天明期には江戸の町の一六〇カ所ほどに

第1表 小便溜桶設置に対する江戸町々の回答

小便溜桶既設の町々	小網町三丁目、両国広小路、下柳原同朋町、馬喰町四丁目、須田町二丁目、浅草新旅籠町、下谷町一丁目、下谷町二丁目、下谷車坂町、本所緑町四丁目、本所緑町五丁目、本所菊川町、本所柳原三丁目、江戸橋広小路、勘左衛門屋敷、本八丁堀三丁目、本八丁堀四丁目、本八丁堀五丁目、岡崎町、本湊町、南八丁堀三丁目、東湊町一丁目、深川町々之内 160カ所程
小便溜桶設置不要の町々	山谷浅草町、浅草橋場町、下谷三之輪町、下谷龍泉寺町、下谷薬王寺町、下谷新石町、高輪北町、番外品川組 8カ所
小便溜桶設置希望の町々	本所新町、本所吉岡町、本所清水町、本所三笠町、本所新坂町、本所長崎町、本所吉田町、本所入江町、本所永倉町、本所時鐘屋敷、本所弥勒寺門前、深川八幡旅所門前 12カ所

(註) 天明4年(1784)4月「江戸町々への小便溜桶設置願」(近世史料研究会編「江戸町触集成」第8巻、134~136頁、塙書房、1997年発行)

小便溜桶が設置されていたものの、江戸町人たちの小便溜桶に対する評価はきびしいものであった。しかし、小便溜桶は江戸周辺の農民たちや江戸の町を往来する利用者たちにとっては必要不可欠なものであり、小便溜桶の設置を認めた町々に少くも伏せ置かれ増加していったのである。こうして、大量排泄都市としての江戸の町から排泄された尿を周辺農村に移送して、下肥として利用するようになっていった。この背景には、下肥の高騰があり、尿でさえも下肥として利用することが必然化されていたといえよう。このため、江戸の町の個別屋敷から尿尿を汲み取るだけでなく、「公衆トイレ」としての小便溜桶や惣雪隠を積極的に設置して屎尿⇨下肥を回収し、これを江戸周辺農村の穀物・蔬菜の肥料として投入することで、その生産を活性化させていった。こうした江戸から周辺農村への下肥移送の地域システムは、下肥の商品化により発達していき、また「公衆トイレ」経営に乗り出す者たちを生み出していったのである。

四 小便汲み取りの渡世とその維持

この時期、下肥値段の値上がりとともに、溜桶の地下

埋設による小便所の設置が加速化していった。次の史料は、享和元年（一八〇一）十一月四日、神田小柳町二丁目（現千代田区神田須田町）弥助店の店借文助と、橋本町四丁目（現千代田区東神田）善右衛門店の店借藤兵衛の代理人の次兵衛の両名が、町奉行所に江戸町々への小便溜桶の設置とその汲み取り棒手土商人の無料休息所の設置を願ひ出たものである。このなかで、町奉行所は町年寄の樽役所を通じて両人に尋問し、その返答が提出された。

乍恐以書付奉申上候

一、町々小便溜桶伏置、汲取棒手土商人商休息所、無代二而仕度段奉願上候処、右小便所生方御尋二付書面を以申上候、右生方之儀は第一障二不相成場所相考、木戸際或は明地前、町家二而も湯屋地先二は不用相見候間、其町々町役人江掛合仕候而、表裏二不限小便家壺有之場所を見当仕候而、家主・町役人江掛合之上、差図二随ひ生付仕候心得二御座候、尤御当地之往来繁く御座候間、場所二寄り工風仕、大小見計ひ請筒取付、承壺其外二小樋いたし油樽江落、右油樽土壺生込、右蓋之儀

ハ松厚板二而割蓋いたし、半分釘二而相メ、半分ハ横棧を打かけ、はつし不相成様随分入念丈夫二仕、尤樋樽生方下水流不洩様其家主より差図を請、障不相成場所江は伏方仕間敷候

一、大小便送り方之儀、砂村八郎右衛門新田名主喜右衛門支配勘右衛門・庄八・八右衛門、荒村名主太右衛門支配百性^(姓カ)与八・吉左衛門、亀井戸村名主治郎助支配百性^(姓カ)半右衛門、右之者掛合汲取候対談二仕候、尚又此者共より手筋二而外江遣候もの所々有之候、近在ハ一統二相届候而罷在候二付、送^送りも差支無御座候

右伏方出来之上ハ見廻之者其場所二付置、尤小便汲取候場所、縦は誰場所何町より何町迄町数何程と持場相定、外場所も是二準汲取方入乱二不相成様、小便所承壺と并担桶相印を以汲取候様為致可申候、尤日々見廻り之手人腰札を提、其場所相定、蓋・承壺等損候ハ、早速拵可申候

一、棒手土商人商ひ、先年休息所相補理可申候、尤間口式間半二奥行四間程、当時十ヶ所程借屋いたし、男壺人付置、惣土間仕、腰掛仕立、湯茶を往来土商人江差出可申候、尤朝五時より昼七ツ迄相

仕舞、夜分一切不仕候、右付置候もの昼夜差置、火之元大切ニ急度為致可申候、右休足候所十ヶ所ニ而、凡一ヶ年金五百兩程相掛候得共、願人共入用を以仕度候儀ニ御座候、右御尋ニ付御返答奉申上候、右伏方ハ職分諸色并金子対談手当仕置候間、願之通被為仰付候得は、早速取掛可申候、何卒御慈悲願之通被仰付被下置候様奉願上候、以上

神田小柳町式丁目

弥助店

享和元酉年十一月四日

願人 文助

家主 弥助

橋本町四丁目

善右衛門店

藤兵衛煩二付

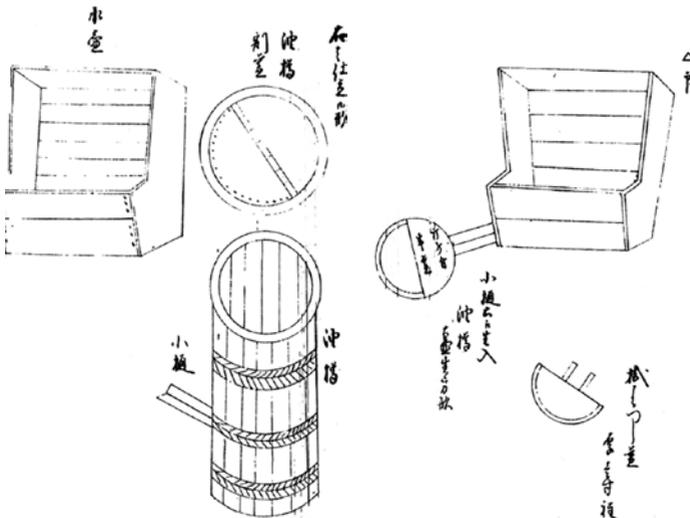
願人 次兵衛

家主 善右衛門

榑御役所様

これによれば、江戸町人の両名は江戸の町々に小便所を設置し、またその小便の汲み取りや輸送を担当する棒手土商人らのために無料の休息所をつくりたいと願い出

たところ、そのうち町奉行所から小便所の設置について尋ねられたので返答することにしたという。小便所の設置場所については、町々の迷惑にならない場所を優先



第1図 小便溜桶仕立ての構造

(享和元年・1801「類集撰要」国立国会図書館旧幕府引継書)

し、木戸際や空地前、あるいは湯屋の地先ではないところを見つけて、それぞれの町役人に交渉することにした。そして、表通り・裏通りに関係なく、排尿の受け皿となる小便壺（「承壺」と記載されている）を設置できる場所があるかどうかの見当をつけて、それぞれの家主・町役人らに交渉し、その指図に従って小便所を設置する心積もりであった。また江戸は往來の通行が多く、場所によっては設置状況が異なるので、小便所と小便を溜める小便壺とをつなぐ樋も大小にするなどの工夫を凝らして取り付けることにした。また、その小便壺には油樽や土壺を用い、その蓋は松材の厚い板で作り、その半分は釘で閉じ、残りの半分は開けられるように割蓋にすることにしていた。特に、樽や樋から小便が洩れ、下水に流れ込まないように留意する必要があったのである。

また小便溜桶から汲み取った尿は、武蔵国葛飾郡村々の農民数人に掛け合って運搬を委託し、その者たちを経由して諸地域へ移送するという手はずであった。そして、小便溜桶の設置後は小便所の見廻りの者たちの持ち場を決めて、その管理を徹底させようとしていた。それと同時に下掃除人の持ち場も明確にし、また蓋や小便壺が損傷した場合にはすぐに対応できるように配慮して

いた。さらに、棒手土商人たちの無料休息所は一〇坪の広さを予定し、当時すでに一〇カ所ほどの建物を借りていた。そして、各建物には男性一人を配置し、また土間に腰掛けを用意して湯茶を提供する計画であった。また、その営業時間は朝五ツ時（午前八時）から昼七ツ時（午後四時）までとし、夜間営業はしないという予定であった。なお、この一〇カ所の無料休息所の維持に年間金五〇〇両の経費がかかると見積もられていたが、願書の提出者兩名が自らその維持費用を負担して運営していくという構想を立てていた。

しかし、この兩名の願いに対する町奉行所の返答はしばらくなかったようであり、二年後の享和三年九月になつて小便溜桶の設置のみ認可された。次の史料は、町奉行所が兩名に江戸町々への小便溜桶の設置を認めるにあたり、江戸の年番名主たちに申し渡したものである。²³⁾

神田小柳町伊助店

文助

橋本町四丁目善右衛門店

藤兵衛

右之者共、町々ニ小便所構は有之候得共、肥_{(一)服カ}シ成品

故、不流模^(様カ)、町々江懸合熟談之上、場所見立樽を埋、小便所より流入候様致、勿論往来怪我無^(様カ)之様、厚板ニ而割蓋丈夫ニ補理、汲取候義は近在百性方江懸合置候間、取上方之義願置候二付、御吟味之上溜桶伏方之義、相對を以町々江懸合、熟談之上差障ニ不相成様補理候義ハ勝手次第可致候、尤御成御道筋之義は伏方無用可致旨、一昨七日於御奉行所右願人共江被仰渡候、右二付而ハ願人共町々江可及懸合候間、名主支配限家主共江得と申聞置、熟談可為致候、作方之義は為人民重キ事ニ有之候、肥シハ作方第一之手当ニ候得は、世上之ためニ候間、致勘弁可申旨町々江可申聞候

亥九月廿二日

前段で、町奉行所は江戸の町々に小便所はあるものの、これまではその小便を下水などに流し捨ててきていたが、小便は農耕肥料となる大変貴重なものであることを説いていた。そこで、願い人たちは小便溜桶の設置場所を見立てて町々に掛け合い、埋設した樽に小便を流し入れられるようにするとともに、往来する人々がこれに接触して怪我をしないように丈夫な厚い板で蓋をするこ

とを力説していた。また小便の汲み取りは、江戸周辺の農民たちに引き受けてもらえるよう掛け合っているとしていた。そこで、町奉行所は小便溜桶の設置願いを吟味し、両名が江戸の町々の了解を得て問題なく設置できるのであれば認可することにした。しかし、將軍御成の道路だけは設置しないように申し渡したのである。このため、今後、願い人たちが町々に交渉に赴くので、町名主たちが家主たちに事前に事情を話して、願い人たちの交渉に応じるよう要請していた。このなかで興味を引くのは、町奉行所が小便溜桶の設置は人々にとって重要なもので、特に作物の肥料になる小便は農耕にとって欠かせないものであり、また小便溜桶の設置は世の中のためにもなるものであるから、江戸の住人たちにとって不都合な面もある溜桶設置であつても「勘弁」してあげるようにと町名主たちが家主たちに説得することを要請していた点である。ここでは、町奉行所が町人たちから苦情や不満の多い小便溜桶の設置を、尿は農耕肥料として重要で、かつ社会のためになるものであるという論理により支援していたのである。

また、文助らの小便所汲み取り渡世に関わつて、嘉永六年（一八五三）三月二十九日、弟の弥三郎が名義譲渡

に伴つて、町々に小便溜桶汲み取り人の再沙汰を町年寄の樽役所に願ひ出ていた。²⁵

書付を以奉願上候

一、三田四丁目喜右衛門店徳之助事文助若年二付後見弥三郎、深川永代寺門前町茂兵衛店喜右衛門奉申上候、五代以前文助義、御府内町々流捨二相成候小便取揚方、享和元酉年中奉願上、御糾之上同三亥年九月中願之通被 仰付、同月当於御役所、組々名主え御演説被成下置、其後追々代替り御訴申上、年来渡世相続仕難有仕合奉存候、然ル処、先代文助義忠三郎と改、私実弟之続合ヲ以今般右文助名前譲受、小便所取揚方前々之通渡世仕度段、昨子年正月廿五日対馬守様御番所え御訴奉申上候得は、御聞被置候段被仰渡、難有仕合奉存候、依之当御役所えも御届申上、夫々示談仕候処、初代文助御願濟よりは年数相立、殊ニ去ル寅年よりは、右取揚方別て自儘ニ相成候間、其段町々え相懸合候ても事柄弁候ものも無之、中ニは疑惑致し候町々も有之、何分示談行届兼、難済至極仕候、奉恐入候義ニは御座候得共、先年御願濟

相成候段、町々にて相弁候様、御沙汰被成下置度此段奉願上候、尤相對之義ニ付、掛合方之義は聊權威ケ間敷義等不仕、町々にて迷惑不相成様篤と示談仕度、何卒 御慈悲を以御聞濟被成下置候様奉願上候、以上

三田四丁目喜右衛門店

文助若年二付

嘉永六丑年三月廿九日 後見

願人	弥三郎	印
家主	喜右衛門	印
五人組	伝藏	印
名主	三太夫	印
同	喜右衛門	印
家主	茂兵衛	印
五人組	竹次郎	印
名主	伊右衛門	印

樽

御役所

この願書によれば、享和元年に小便溜桶の設置を願ひ

出、同三年に許可された初代文助の子孫は、代替わりごとに町奉行所に届け出て小便汲み取り業を相続してきた。ところが、五代目の文助が忠三郎と改名したため、その弟弥三郎が文助の名義を使って汲み取り業を相続することが一年前に町奉行所より許可された。ところが、初代文助の頃からは五十年の歳月が経ち、特に天保十三年頃からは株仲間解散令に伴い小便の汲み取りが自由になつていたこともあつて、かつて小便溜桶を設置していた町々に改めて掛け合つても話が進まず、なかには疑問を投げかける町々もあり、小便汲み取りの了解が得られなくなつてしまつたという。そこで、両名は町奉行所から町々に小便汲み取り継続の沙汰をしてもらえないかと願ひ出たのである。

このため、同年十月、町年寄の樽藤左衛門は弥三郎らの小便溜桶汲み取りの再沙汰願ひの可否について取り調べた結果を南町奉行所に上申した。²⁶⁾

三田四町目喜右衛門店

文助若年二付

後見

願 人 弥三郎

深川永代寺門前町茂兵衛店

同 喜右衛門

右、小便溜汲取人之儀、五代以前文助御府内町々流廃り二相成候小便取揚方、享和元酉年八月中小田切土佐守殿町方御勤役中奉願上、御糾之上同三^{年カ}亥月九月中願之通被仰付、私役所おゐて猶又組々名主共え口達仕、其後代替之度々御訴申上、年來渡世相続仕来候処、此度当文助名前讓請相続仕候二付、去子年正月中当御役所へ御訴申上、被御聞置候段被仰渡候二付、夫々示談仕候処、初代文助家業相始候節よりは年数相立、且天保十二丑年諸問屋組合之儀御停止被仰出候節より取揚方自儘二相成候間、其段町々之ものえ及掛合候処、事柄相弁不申ものも問々有之、示談行届兼難渋仕候二付、享和度被仰渡之趣、猶又町々へ御沙汰被成下置度旨、当三月中私役所へ願出候間、追々取調、小口世話掛名主共えも見込相尋候処、享和度願人共え之被仰渡二も、相對を以町々え掛合熟談之上、差障不相成様溜桶補理可申旨之御沙汰にて、其後年来渡世相続仕来候儀にて、去ル丑年以來自儘二相成候段申立候得共、小便溜桶伏方之儀は、御改革之節も何之御沙汰も無之、享和度以來引

続渡世仕候ニ付、願人共差支之筋相見え不申、今般問屋組合之儀再興被仰付候折柄、組々名主共え、享和度被仰渡之趣再御沙汰も御座候ハ、自ラ此度組合相定候様相成、市中之もの共心得違仕候も難計奉存候ニ付、何レニも相對を以遂掛合候様、願人共而已え御沙汰被成下候方ニも可有之哉之旨申立候

右之通御座候、元来小便溜汲取人之儀は、組合相立候者ニも無之、享和度被仰渡之儀も、御府内町々え溜桶伏方之儀は御聽被置候得共、汲方之儀は、相對にて遂掛合ヲ可申旨之御沙汰ニ御座候て、既ニ天保十三寅年十一月申、三田四町目喜右衛門店文助幼年ニ付、代兼後見深川永代寺門前山本町家持喜右衛門外式人より、武州葛西領砂村新田百姓文右衛門相手取、当御役所へ御訴^(証方)詔申上、御府内町々小便溜汲取方糶取申候出入、同十四卯年五月願下ケ仕候証文ニも、小便所之儀は願濟とは乍申、町内家主共相對次第之儀ニ付、縦令汲取方延々ニ相成候訳を以、他のものえ汲取候共、強て御願立等可申上筋ニは無之と有之、願人共多分之入用相掛、町々え伏置候小便溜桶其儘外汲取人有之候ては、不穩儀ニは御座候得共、此度改て御沙汰も御座候ハ、当節問屋組合再

興之折柄自然組合相定候様相成、享和度被仰渡ニも相振候様被存、往々心得違之儀等も難計、旁以小口世話掛名主共申立候趣尤ニ被存候間、願之趣不被及御沙汰段申渡、願書下ケ遣可申候哉ニ奉存候、則私役所え差出候願書尅通相添、此段奉伺候、以上

丑十月

樽 藤左衛門

これによれば、享和三年に小便溜桶の設置を認められた初代文助以来、その代替わりごとに町奉行所に届け出て、小便の汲み取り業を相続してきた。ところが、五代目文助が小便汲み取り業をやめたため、その弟の弥三郎が文助の名義を受け継いで汲み取り業を相続することになり、奉行所からもその許可を得た。ところが、天保十二年に株仲間解散令が出たころより小便汲み取り渡世が自由になり、その汲み取りを町々に交渉したところ過去の経緯を知らない人たちがいて、町々との交渉が暗礁に乗り上げてしまった。このため、弥三郎は汲み取り人であることを町々に沙汰してほしいと町年寄の樽役所に願ひ出てきた。そこで、樽屋が取り調べたところ、享和期頃から小便溜桶の設置やその汲み取りについては汲み取り人と町々との交渉によって決まるものとなり、その

交渉が成立したら小便溜桶を設置することになっていたのである。つまり、町奉行所が小便溜桶の設置やその汲み取りについて町々に小便汲み取り人を沙汰した前例はないことが明確になったのである。このため、町年寄の樽屋は嘉永四年（一八五二）に株仲間再興令が出たばかりで、このタイミングで町々に小便汲み取りについての沙汰をしたならば、株仲間の再興を認めたと勘違いされる可能性があるため、小便溜桶の設置は各町と汲み取り人の双方の合意で決めるのがよく、願書を提出してきた小便汲み取り人のみにその回答結果を沙汰したほうがよいのではないかと考えていたのである。

この背景には、文助家が設置した小便溜桶の小便を葛西領砂村新田（現江東区南砂）の百姓文右衛門がそれまでより高い料金で汲み取っていたという事実が判明した。なぜそのようなことになったのかといえば、文助家は時として小便の汲み取りを遅延することがあり、一方で文助家よりも高い料金で買い取ってくれる他の汲み取り人が現れたので、小便を汲み取らせることになったようである。このなかで、町年寄の樽屋は調査の結果、願い人たちが多額の金銭をかけて町々に小便溜桶を設置したにもかかわらず、その小便溜桶の小便を他人に汲み

取られるという事態は問題であるが、幕府が株仲間再興令を出した時節であり、また役所が下掃除に介入したと勘違いされても困るとの判断が根底にあつたようである。この調査報告を受けて、町奉行所市中取締掛は町年寄の樽屋に「書面小便溜汲取人共願之趣、樽藤左衛門取調申上候通、不被及御沙汰旨被仰渡可然哉ニ奉存候」とあるように、願人たちが望んでいた、町奉行所から町々への小便汲み取りの沙汰をしないことを回答した。これを受けて、同月、南町奉行所市中取締掛は願い人たちに「書面小便溜汲取人共願之趣、御向方類役申上候通、不被及御沙汰旨、町年寄へ被仰渡可然哉ニ奉存候」とあるように、町奉行所から町々へ小便汲み取り人の沙汰をしないとの回答を送ったのである。

このように、町奉行所は小便溜桶の設置の意向は聞き置くけれども、それを設置し小便の汲み取りについては設置者と各町との合意によって決まるものであり、この契約には介入しない姿勢を打ち出したのである。このため、たとえ小便溜桶の設置者がその小便の汲み取りを他人に奪われようとも、町奉行所は双方の契約上の採め事に介入しない姿勢を貫くことにしたのである。

五 「公衆トイレ」の設置とその経営

寛政期（一七八九〜一八〇二）に入っても、「公衆トイレ」としての小便溜桶の設置を願い出る者たちが相次いだ。次の史料は、寛政元年（一七八九）閏六月六日、浅草寺地中延命院地借の善右衛門と浅草寺地中自性院地借の兵藏の二名が小便溜桶の設置を町奉行に願い出たものである。

乍恐以書付奉願上候

一、浅草寺地中延命院地借善右衛門・同地中自性院地借兵藏兩人奉願上候、御府内中往来小便之義、唯今迄猥ニ仕来候ニ付、第一往還道筋不浄ニも罷成見苦敷義も有之候、右小便汲揚、近在御百性方（姓カ）え積遣し度、乍恐奉願上候義は左ニ申上候

一、近年打続在々御田畑不作之義、一鉢諸浜之不狹
二而、干鰯并糠・下糞等右ニ准シ高直ニ御座候間、自然と田畑肥等払底ニ而、諸作実入方も不熟之様奉愚察候、右小便之義、御成御道筋等は御目障奉恐候ニ付相除、其外は町々木戸際、町々空地

見定、差障相成不申場所江奉蒙御下知、醬油樽又は酒樽等溜桶居置、不被見苦敷様可仕候、往来差障相成不申候様仕、右小便日々汲揚、在々江差送り、諸作肥相用候ハ、耕作之助ニも相成、殊ニ小便は格別下直成肥ニ候得は、自然と干鰯・糠等も右ニ准シ下直ニ相成候得は、御百性方沢山ニ肥被成候得は田畑実入等も相成候様奉存候、以御慈悲御府内町屋端々辻々裏々迄、最寄江小便溜桶差置候様被為仰付被下置候ハ、難有仕合奉存候、以上

浅草寺地中自性院地借

寛政元年閏六月九日

吉右衛門

同 地中延命院同

兵 藏

御奉行様

江戸の町人二名が小便溜桶の設置を願い出たのは、市中の人々が往来中の小便を「猥ニ仕来候」という実情があり、往来の道路が「不浄」で、かつ「見苦敷」状況であったという認識があったからである。そこで、かれらは溜桶を埋設した小便所を設置してその尿を江戸周辺農

村に移送し、また江戸の町を清潔にして景観的にも見栄えをよくしようとしていたのである。「御府内中往来小便之義、猥二仕来候」の具体的な内容は不明であるが、おそらく立小便による放尿が多く、下水に流してきたということであろう。一方で、江戸周辺の農村を見渡せば、近年は諸作物の不作が続いていた。この原因について、不漁によって農耕肥料となる干鰯が減少し、それに伴って糠や下肥も高騰したことにより、それら農耕肥料を多く投入できなくなり、それに伴ってさらに諸作物の実入りが悪くなるという悪循環が存在していた。このため、かれらは江戸の町の木戸際や空地に小便所の設置場所を見つけて町方の許可を得、醤油樽や酒樽などを尿の溜桶として埋設し利用することで放尿を防止し、かつ「不浄」という状況をも解消しようとしていた。こうして、溜桶の尿を汲み取って江戸周辺農村に廻送して農作物の肥料とし、殊に尿は安価な肥料でもあるので、それに連動して干鰯や糠の値段も値下がりするのではないかと考えていた。このように、江戸の町における小便溜桶の設置は、江戸周辺の農民たちばかりでなく、江戸の人たちによっても担われるようになったのである。この背景には、江戸の町に小便溜桶を設置してその尿を周辺

農村に売却すれば利益が得られることと、都市の衛生に貢献できること、という両面があつたのではないかとみられる。

一方で、寛政期には江戸の屎尿（下肥）汲み取りに大きな変化が生じた。それは、下肥値段の異常な高騰であつた。寛政二年（一七九〇）三月、江戸周辺農村八七四カ村がまとまって取り決めた「差上申規定証文之事」³⁰には、次のように記述されている。

一、近年糞代金高直二相成、諸作肥代と引合不申、百姓共困窮之基二相成候義二有之、延享・寛延年中振合糞代金引下ケ候得は、夫二準畑作直段ニも響き、百姓相統致安ク自然と御年貢納方も抄取候道理ニ付、右代金引下ケ候様、一統触流被成候度旨奉願上候所、右は相對之義ニ付御触流し之儀は不容易筋之旨、御吟味之趣承知得心仕候間、此度段々村々取締申合候規定之趣左之通御座候

一、下掃除代金之義、御屋敷様方之内先年ハ弍拾兩位差出候場所、当金六七拾両ニ相成候も有之、町方之儀も先年立金拾両之場所、当時三四拾両ニ相成候義も有之、又は御屋鋪様方・町方共ニ享保年

中より之引付代金ニテ掃除致、或は御由緒有之無代ニ而僅之品物差出掃除仕来も有之、区々ニ御座候間、右高直ニ相成候場所之分ハ、延享・寛延年中之振合ヲ目当ニ致、代金引下方之義相對致候様可取計事

一、前々より掃除仕来候もの有之場所ヲ、他村より糶落候儀決而致間敷、若心得違糶落候者有之候ハ、其村役人江懸合、先掃除之者江差戻シ、其上過怠として錢五貫文、糶落候者より為差出、右錢ハ一件入用ニ遣払可申事

これによれば、寛政期に入ると下肥値段がますます高騰し、さまざまな作物を栽培しても販売代金と引き合わず農民たちが困窮してきたので、江戸周辺の村々が結束して延享・寛延期（一七四四〜一七五一）の下肥値段に戻せるように対処することを申し合わせたのである。なぜ延享・寛延期の下肥値段に戻したいのかといえは、その時代、下肥値段が農業経営を圧迫するようなことはなく、順調に農業経営を維持できたという思いがあったからであろう。このため、町奉行所から江戸の町々に下肥値段引き下げの法令を触れてくれるよう要請したが、受

け入れてもらえなかった。つまり下肥の取引というものは江戸の各屋敷と農民との個別契約によって値段が決まるものであり、町奉行所が一斉に法令を触れても個別の事情があつて簡単に解決できるものではないと諭され、納得のうえ村々でその対応にかかわる規定証文を結んで取り組むことにしたのである。

ここには、近年の下肥値段が高騰してきた実態を、次のように述べている。武家屋敷の場合下肥値段はそれまで金二〇兩位を支払っていた場所でも最近では金六、七〇兩に値上がりし、また町人屋敷の場合もこれまで金一〇兩ぐらいを払ってきた場所でも最近では三、四〇兩に高騰してしまつたという。とはいえ、場所によっては武家屋敷・町人屋敷ともに享保期（一七二六〜一七三六）の下肥値段のまま取引している地域、また昔からの仕来りで無料の地域、さらにわずかな物品との交換によって取引している地域など、下肥の取引は地域によつてさまざまであつた。このため、延享・寛延期の下肥値段を目安に、農民たちは当時の値段に引き下げてくれるよう武家・町人の家ごとに個別交渉していくことになつたのである。

しかし、農民たちのなかには下肥を大量に入手しよう

とするあまり、他村の者の下掃除場所を高額な値段で糶り落としてしまう者もあり、これを禁止する動きもみられた。このため、他村の者の下掃除場所を高額な値段で糶り落とした者がいた場合には、その場所を元の農民に戻すこととし、さらにそうした違反者には制裁の意味を込めて過怠金として銭五貫文を徴収し、その金銭はそうした揉め事の際の費用に充当することを決めたのである。

ところで、小便のみならず、江戸の町から排泄される人糞は江戸周辺農村にとつて田畑の肥料としてきわめて重要なものであった。これまで小便所が設置されていても、その小便を河川や下水に流していたところもあり、これは都市衛生の面からも解決すべき問題であった。一方で、そうした問題だけでなく、「公衆トイレ」としての小便溜桶や惣雪隠は、当時の社会インフラとしてその必要性が高まりはじめていた。天保十三年（一八四二）年十月、町奉行所は御堀端に存在する建物を防災や治安維持の観点から撤去することを目論み、町々から伺い書を提出させた。そのなかの一つに、次のような内容がみられる。⁽²¹⁾

一、御堀端ニ有来候建物御願濟外之分は、不残取払候儀ニ御座候処、自身番際ニ有来候雪隠之儀は、非常又は御成等之節、御役人方御はこび有之、便所なく御座候而は差支可申、右は御堀端而已ニも無之、外河岸附町々自身番屋御預ケ者等御座候節、便所手遠ニ而は囚人共扱方差支可申と奉存候間、自身番屋際ニ有来候雪隠之義は、其俣御差置被下置候様仕度奉伺候

これによれば、御堀端にある建物で必要ないものは取り払われることになったが、御堀端の自身番屋際にある便所は非常時や御成の際に役人が運んできたもので、便所が取り払われると支障が出るものであった。しかし、そうした便所は御堀端だけではなかった。河岸付近の町々の自身番屋に囚人などが預けられたとき、便所が遠いところにあつたのでは囚人たちの扱いにも困るものがあるため、自身番屋際にある便所はそのまま残してほしいという申し出がなされたのである。この申し出に対する河岸地取調掛の回答は、「御堀端自身番屋雪隠之儀は成丈番屋へ引付差置候様いたし、板囲不目立様補理可置候事」とあるように、御堀端の自身番屋際にある雪隠は

できるだけ番屋に近づけて建て、その周りに板囲いをし、目立たないように設置するようにと命じられたのである。

また、この伺い書には、次のような内容も含まれていた。³³

一、上家無之、竹木炭薪置場ニ相用、丸太又は貫或は竹矢来等ニ而囲込有之分

稲荷社 雪隠・小便所・芥溜 紺屋干場

炭団干場 非人小屋

但、多分石垣外ニ有之、御堀端其外河岸地内等ニも有之、是等ハ非人共岡小屋と相唱候由、御成御場所差置候儀如何奉存候

これによれば、江戸城石垣外の御堀端や河岸地内には、上家のない竹木・炭薪の置場があり、また丸太や貫・矢来などで囲い込まれているところもあり、そのなかには稲荷社・紺屋干場・炭団干場・非人小屋などのほか、雪隠や小便所が含まれていた。町方からはこれらの施設の取り払いについても伺いが出されていた。この伺いに対する河岸地取調掛の回答は、「河岸地物置囲込有

之候神仏は、今般町触と見合取払可申、雪隠・小便所・芥溜は成丈不出張様致し差置、紺屋干場・炭団干場は其俣差置可申事、但、非人小屋之儀此方より弾左衛門江申付候」とあり、雪隠や小便所についてはできるだけ河川や道路に出つ張らないように設置することを命じられていたのである。

こうして、江戸の町ではさまざまな事情により「公衆トイレ」の需要が高まってきていた。しかし、これには多くの課題が山積していた。このなかで、天保十四年（一八四三）三月、勘定奉行の梶野良材は町奉行衆に、次のような打診を行っていた。これは、勘定奉行が幕府代官管下の江戸周辺の村々から要請された内容を町奉行にかけ合ったものである。³⁴

平岡文次郎御代官所

武州葛飾郡葛西領

本所新田南組式拾四ヶ村

小前惣代

太郎兵衛新田

百姓 喜右衛門

次郎兵衛新田

百姓 与左衛門

右之者共儀、江戸市中往還小用所之儀、所直請被仰付候様、拙者方え願出候二付、先達で中願書写相添及御懸合置候処、右ハ此節田畑肥し時節ニ差向候趣を以、尚又願出候間御取調、早々御申聞有之候様致し度、此段尚及御掛合候

卯三月

このように、江戸周辺の葛西領本所新田南組二十四ヶ村（現墨田区）の代表をつとめる小前惣代二名は、江戸の町々に設置した小便所の管理をそれが位置づく町方に請け負ってほしいと（「所直請」と記述している）、勘定奉行に願ひ出た。しかし、勘定奉行は支配違いであるため、町奉行にその可否をかけ合っていた。ところが、町奉行からの返答はなく、春の農耕開始時期で下肥が必要なたため再度農民側から要請された勘定奉行が、再び町奉行に掛け合つたものである。江戸周辺の農民たちは江戸の下肥を回収するため、町々に小便所を設置していたが、たびたび江戸に向いて小便所を管理するための労働の省力化を図るため、町方の請負による小便所の管理を提示していた。この結果は不明であるが、農民たちは

下肥回収の合理化の方途を模索していたとみられる。

文久期に入ると、江戸の町での大規模な「公衆トイレ」設置が計画されていた。これは、小網町三丁目（現中央区日本橋小網町）の家主周蔵と長浜町二丁目（現中央区日本橋本町）の栄吉地借平左衛門の二人が願ひ出たものであったが、文久元年（一八六一）六月二十六日、町奉行所市中取締掛から命じられた小口世話懸は「公衆トイレ」設置の支障の有無を報告するよう、次のような通達を町々に出した。

小網町三丁目

家主 周蔵

長浜町二丁目

栄吉地借 平左衛門

此者共儀、御府内町々之内有来候惣雪隠・小便所之儀、其家主差配致候分相除、御成御道筋其外御堀端通、御府内横町新道四ツ辻、両国広小路、右二準候広場、高輪通り、大川通、入川・入堀・橋際・橋台・河岸通り、蔵前通り、柳原土手通、寺社門前明地等、沽券地ニ不拘差障無之場所へ両便処取建、是迄勝手ニ補理持之有之分共、前書小網町三丁目家主

周蔵外一人一手に致支配、二人立雪隠二千五百ヶ
処、小便所五千ヶ処補理、八ヶ処会所取建、農方よ
り聊ツ、之下掃除代請取、八ヶ処其外諸入用二仕
払、為冥加年々金千両ツ、上納致度旨、前書両人よ
り先月中北御番所江御訴訟申上候、右二付
町々差障有無取調申立候様、市中御掛り様より被仰
渡候間、御組合限月行事持場所共御取調、御書取半
紙豎帳二御認、来月三日迄二亀之尾方へ無相違可被
遣候、此段御達申候、
以上

西六月廿六日

小口世話懸

これによれば、両名はすでに家主らによって管理され
ている便所を除いて、江戸の町の御成道筋、御堀端通
り、横町、新道、四ツ辻、両国広小路、広場、高輪通
り、大川通り、入川・入堀の橋際・橋台・河岸通り、蔵
前通り、柳原土手、寺社門前明地などへ、二人立の惣雪
隠二、五〇〇カ所、小便所五、〇〇〇カ所を設置し、また
それらの便所を管理するための会所八カ所を建築して、
それらを一手に管理する計画を立てた。そして、これら
の便所から汲み取った尿は江戸周辺の農民たちに売却

し、その収入で便所や会所などの施設の維持費用や諸雑
費を賄い、さらに幕府に毎年冥加金一、〇〇〇両を上納
する構想であった。これにより、町奉行所市中取締掛か
ら命じられた小口世話懸が、それらの便所の設置に伴う
町々への支障の有無を取り調べることになった。こうし
た大規模な「公衆トイレ」構想が計画されていたのであ
る。このなかで、同年七月、この通達を受けた葺手町
（現港区虎ノ門）名主の九左衛門は、「雪隠・小便処之
義 委細御達之趣を以差障有無御調候処、私支配町々御
成御道筋等を相除、差向右便所取建候場所無御座候」と
あるように、御成道筋を除いて、「公衆トイレ」を設置
する場所はないと返答している。このように、町々から
の返答は芳しくなかったようで、この構想に対する町奉
行所の回答はしばらくなかった。

ところが、慶応三年（一八六七）七月二十七日、小口
世話懸から次のような通達が町々にあつた。³⁸⁾

前書周蔵義致病死候二付、去寅十一月中御願下ケ
致、尚引続同様之義、伴愛次郎事周蔵外卷人より去
寅十二月中御訴訟仕候、然ル処右願は廉相直シ、両
便所相止、小便所而已前書之通取建、是迄持主有之

分共一手ニ支配致度、右ニ付農方より聊宛之下掃除代受取、会所其外諸入用相賄冥加筋申立、七月六日愛次郎事周蔵外壱人より、北御番所江再御訴訟仕候、右ニ付市中差障有無取調之義、樽俊之助殿より被申渡候間、御組合御支配限り月行事持場所共御取調、差障有無御書取、半紙豎帳ニ御封書ニ而、来月十日迄二本町龜の尾江無相違可被遣候、此段御達申候、以上

卯七月廿七日

小口世話懸

これによれば、願い人の周蔵が前年に病死したため、子息の愛次郎はその十一月に願いを取り下げた。そして、愛次郎は周蔵と改名して、もう一人とともに同じような願書を申請することになった。しかし、その願いは従来のもとは異なり、それまで雪隠と小便所の両方の建設を考えていたが、今回は小便所だけの建設計画であり、具体的には小便を農民らに売却した収益でトイレや会所などを運営するものであり、前回と同様にこれに伴う利益の一部を幕府への冥加金として上納することを約束していた。これにより、小口世話懸は町年寄の樽屋から町々における支障の有無調査を命じられ、期限付きで

町々が返答すべきことを通達したのである。幕末期の混乱のなかで、この願いに対する町奉行所からの回答がどのようなものであったのかは不明である。ただし、幕末であっても、江戸の町々に数多くの「公衆トイレ」を設置して経営していきたいという者たちが存在したことは、収益性を考慮していたとはいえ、江戸の都市衛生や周辺農村との物質循環の観点からも重要であったといえよう。

おわりに

これまで江戸の「公衆トイレ」について詳述してきたが、これをまとめて結びとしたい。

第一に、近世の江戸における排泄施設は大小便共用の排泄を行う厠・雪隠・後架・手水場・惣雪隠・惣後架などと呼ばれるものが、武家方・町方を問わず屋敷や長屋ごとにあるのが一般的であったが、人口の増大に伴って江戸の町を行動中の多数の人々の急を要する排泄施設として「公衆トイレ」が必要不可欠なものとなっていた。これには、厠・惣雪隠・小便所・小便溜桶などと呼ばれるものがあつたが、江戸では大小便共用の便所より

も小便用の便所ができあがるのが遅れ、その数も少なかったのである。この点は、江戸と京坂とで大きな違いがあり、江戸は立小便が多く、小便所が少ないという歴史的评价が定着していくことになった。

第二に、江戸の「公衆トイレ」は十八世紀中頃には確認できるが、それ以前に遡る可能性もある。この「公衆トイレ」が増えていく背景として、十八世紀になると江戸周辺農村における穀物・蔬菜栽培のうえで江戸の尿尿が農耕肥料（下肥）として欠かせなくなり、商品価値を帯びていったことがある。それまでは、江戸の尿尿は廃棄物として周辺農村に引き取られ、下肥として利用されてきた。しかし、尿尿の下肥としての需要が高まると、個別屋敷との契約による尿尿回収とは別に、尿尿の効率的・安定的な回収のためにそれを生業にしようとする人々が町奉行所に「公衆トイレ」の設置願を提出し、その承認のもと設置町々の許可を得て各地域に「公衆トイレ」を設置していくようになった。特に、十八世紀後半になると、それまで放尿や下水などへの流し捨てによって廃棄されていた小便の下肥化が企図され、小便を溜め置く小便溜桶の設置が促進されていくことになった。このように、江戸の「公衆トイレ」は周辺農民や江戸町人

といった民間人の手によって設置され、町奉行所はその設置願を受理し、町方の設置可否の動向調査に基づいてその承認についての可否を傳達する役割であった。最終的には、「公衆トイレ」設置の願い人たちが各町の名主に交渉し、許可を得たうえで設置していたのである。

第三に、江戸の町では「公衆トイレ」の設置を企図する周辺農民および江戸町人の思いとは別に、江戸町方の多くはその設置をマイナスイメージで捉えて否定的であり、順調に進んでいたわけではなかった。しかし、その設置を希望する少数の町々を対象に、少しずつ増えていくことになったのである。こうした状況のなかで、町奉行所は小便溜桶の設置が人々にとって重要なものであり、特に農作物の肥料となる小便は農耕にとって欠かせないものであり、また小便溜桶の設置は世の中のためにもなるものであるから、住人たちにとって不都合な面もある小便溜桶の設置を「勘弁」してあげるようにと、町名主たちが家主たちに説得することを要請していた。つまり、町奉行所は「公衆トイレ」としての惣雪隠はいくまでもなく、小便溜桶でさえも都市の社会インフラや都市衛生の改善という面でも重要なものであり、ましてや農耕肥料としての役割も多大であることを江戸の町方に

説得し、「公衆トイレ」の増設を支援していたのである。

一方で、江戸の「公衆トイレ」について解明すべき課題も多くあり、そのいくつかを指摘しておきたい。一つは、いつ頃からどのような経緯で「公衆トイレ」が成立したのかという点である。十八世紀中頃、町奉行所は朝鮮通信使の来朝時に臨時の小使所設置を町方に命じて管理させたという点については本稿のなかで触れたが、それ以前の「公衆トイレ」の成立事情については明らかにできなかった。近世前期からしだいに定住人口や移入人口が増加傾向を示し、江戸が巨大都市化していくなかで、「公衆トイレ」の需要は相応にあったと思われる。しかし、そうした問題だけでなく、外出時の排泄について他人の雪隠を借りるという文化が根付いていたのか、あるいは野糞や放尿の習慣が根付いていたのかなどの問題も究明していく必要がある。二つ目は、近世中後期の江戸の「公衆トイレ」は民間人の手によって設置され、一方、近代の「公衆トイレ」は自治体主導で設置されるようになったと思われるのだが、このような大きな変化にはどのような事情が存在していたのかという点である。開国後、居留外国人との間で文化の違いによる衝突が起こり、そのことによって排泄行為や衛生観念につ

いての違いも露呈し、「公衆トイレ」の管理についても西欧文化の影響を受けるのではないかと思われる。さまざまな視点から「公衆トイレ」の歴史研究が進展することを期待したい。

註

(1) 書籍としては、楠木正康「こやしと便所の生活史——自然とのかかわりで生きてきた日本民族」(ドメス出版、一九八一年)、渡辺善次郎『都市と農村の間——都市近郊農業史論』(論創社、一九八三年)、林望「古今黄金譚——古典の中の糞尿物語」(平凡社新書、一九九九年)、「ごみの文化・尿尿の文化」編集委員会・廃棄物学会、ごみ文化研究部会・NPO日本下水文化研究会尿尿・下水研究分科会編「ごみの文化・尿尿の文化」(技報堂出版、二〇〇六年)、尿尿・下水研究会編「トイレ——排泄の空間から見る日本の文化と歴史(シリーズ・ニッポン再発見4)」(ミネルヴァ書房、二〇一六年)、湯澤規子「ウンコはどこから来て、どこへ行くのか——人糞地理学ことはじめ」(ちくま新書、二〇二〇年)など。論文としては、岩淵令治「近世都市のトイレと尿処理の限界」(『歴史と地理』第四八四号、一九九五年)、拙稿「江戸の下肥流通と尿尿観」(『人間環境論集』第九巻第一号、法政大学人間環境学会発行、二〇〇八年)、有園正一郎「一六世紀後半から一九世紀に日本を訪れた外国人が記述する日本庶民の人糞尿処理」(『愛大史学』第二七号、愛知大

- 学文学部人文社会科学発行、二〇一八年)など。
- (2) 拙稿「江戸の下肥流通と尿尿観」(『人間環境論集』第九巻 第一号、法政大学人間環境学会発行、二〇〇八年)。
- (3) 栗田彰「町触」にみる江戸の小便所」(第四八回尿尿・下水研究会、二〇〇七年二月七日) (shiyoken.sakurane.jp/shiyou/si048.htm) は、栗田彰が口頭発表し、地田修一が筆記したものである。このなかで、町触を通して公衆トイレとしての小便所の設置推移が明らかにされている。
- (4) 花咲一男「江戸廁百姿」(三樹書房、二〇〇八年) 六四頁。このなかで、借雪隠についての多くの川柳が紹介されている。
- (5) 「江戸自慢」(幕末期)(三田村鳶魚校訂『未刊随筆百種』第十四巻、四二八頁)。
- (6) 『誹風 柳多留全集』七、九六篇35、二六二頁。『同』六、八二篇16、一三三頁。
- (7) 『近世風俗志(守貞謄稿)』(一)(岩波文庫、一九九六年) 一〇三～一〇四頁。
- (8) 「北斎漫画」十二編(『北斎漫画』第三巻) 一一五頁。ここでは、「公衆トイレ」を「尿別所」と記載している。また建物内部の壁にはいたずら書きがあり、下半分の扉には「あけばなし・たれかけ無用」の札がかかっている。
- (9) 歌川広景「江戸名所道化尺廿八・妻恋こみ坂の景」、個人蔵。
- (10) 註(7)、一三八頁。
- (11) 『江戸町触集』第八巻、一三五～一三六頁。
- (12) 木室卯雲作「話稿 鹿の子餅」明和九年正月刊行(武藤碩夫編「断本大系」第九巻、東京堂出版、一九七九年) 一八頁。花咲一男「江戸廁百姿」(三樹書房、二〇〇八年) 六四頁。
- (13) 瀬川如皐他「世のすがた」天保四年序跋(三田村鳶魚編『未刊随筆百種』第六巻)中央公論社、一九七七年「三九頁)。
- (14) 『江戸町触集』第八巻、一三四～一三六頁。
- (15) 同、第五巻、二四一～二五一頁。
- (16) 右に同じ。
- (17) 同、第六巻、二八九～二九〇頁。
- (18) 同、第六巻、三〇五～三〇六頁。
- (19) 「宴遊日記」(『日本庶民文化史料集成』第十三巻、九一～九二頁)。
- (20) 「松鶴日記」(『日本庶民文化史料集成』第十三巻、九三五～九三六頁)。
- (21) 筆者「江戸の下肥流通と尿尿観」(『人間環境論集』第九巻 第一号、法政大学人間環境学会、二〇〇八年十一月)。
- (22) 註(14)に同じ。
- (23) 『江戸町触集』第十巻、四七〇～四七三頁。
- (24) 同、第十一巻、八八～八九頁。
- (25) 『大日本近世史料 市中取締類集』三、三〇〇～三〇六頁。右に同じ。
- (26) 右に同じ。
- (27) 右に同じ。
- (28) 右に同じ。
- (29) 『江戸町触集』第八巻、四〇六頁。

- (30) 同、第九卷、七六～八二頁。
- (31) 同、第十三卷、二一九～二二二頁。
- (32) 右に同じ。
- (33) 右に同じ。
- (34) 右に同じ。
- (35) 「諸色調類集」十七卷十ノ五十七、「市中往還小用所之儀所
直請願ニ付懸合」(諸圀調雜之部式冊之内式) 国立国会図書
館デジタルアーカイブ。
- (36) 『江戸町触集成』第十八卷、九二頁。
- (37) 右に同じ。
- (38) 『江戸町触集成』第十八卷、四四一～四四二頁。